

# 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規定

社会福祉法人つばさ福社会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人つばさ福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員の業務を行うために週3日以上かつ週24時間以上勤務する者をいう。また、常勤理事のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。  
2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(法人内職員との併用)

第4条 この規定で定める役員等の報酬総額には、職員兼役員である管理者等の理事の職員給与を含むものとする。但し、職員兼役員には職員給与に加えて別途別表の役員兼務手当を支給する。

(報酬の額の決定)

第5条 この法人の全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。  
2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

(理事会及び運営・管理委員会並びに評議員会の出席報酬等)

第6条 理事長並びに理事長以外の理事（以下「その他理事」という。）が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うこ

とができる。ただし、常勤理事及び理事と職員を兼務する立場を有する者に対しては、出席報酬は支給しない。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が別表1の費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長並びにその他理事の勤務報酬等)

第7条 理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、理事と職員を兼務する立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

- 2 その他理事が理事会出席以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、その他理事のうち職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。
- 3 交通費の実費が別表2の費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第8条 監事が理事会及び運営・管理委員会並びに評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、常勤監事に対しては、出席報酬は支給しない。

- 2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導監査への立合及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が別表2の費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(費用弁償の支給)

第9条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により出張旅費等を支給することができる。
- 4 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。

(役員職務証跡)

第10条 役員は、法人職務証跡資料として、業務報告書等の作成に協力するものとする。

(報酬及び費用弁償の支給日)

第11条 常勤役員の報酬は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、前日に繰り上げ支払うものとする。  
2 非常勤役員及び評議員の報酬並びに費用弁償は、業務にあたった都度、遅滞なく現金で支払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第12条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができるものとする。  
2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第13条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定めることとする。

## 附 則

この規程は、平成29年 3月16日全部改正、平成30年 6月 9日から適用する。  
この規程は、令和 元年 10月 1日から全面改訂施行する。

別表1（出席報酬日額）

種 別	区 分	報 酬	費用弁償
理事会出席報酬等 (運営・管理委員会も含む)	理事長	4,000円	1,000円
	その他理事	3,000円	1,000円
	監事	3,000円	1,000円
評議員会出席報酬等	評議員	2,000円	1,000円
	理事長	4,000円	1,000円
	その他理事	3,000円	1,000円
	監事	3,000円	1,000円
	評議員選任・解任委員	2,000円	1,000円

別表2（勤務報酬等）

種 別 区 分	報 酬 (非常勤・日額)	費用弁償 (非常勤・日額)	専任の報酬 (交通費含む)	兼務手当 (月 額)
理事長 業務報酬	時給で支給	1,000円	204,000円～ 374,000円	40,000円
理 事 (業務執行等) 業務報酬	時給で支給	1,000円	156,000円～ 286,000円	30,000円
理 事 業務報酬	時給で支給	1,000円	156,000円～ 286,000円	20,000円
監事 監査指導報酬等	時給で支給	1,000円	156,000円～ 286,000円	

但し、非常勤勤務であって週24時間未満の勤務については、時給換算し支給する。

1. 理事長2,000円/時間
2. その他理事及び監事1,500円/時間
3. 労働時間、休憩時間、及び、休日に関する事、並びに労働時間外、法定外

休日労働に関しては役員には適用しない。

別表3（旅費等）

旅 費			その他
交通費	宿泊費(1泊)	日当(1日)	
実費	11,000円	4,000円	実費

(日帰り出張範囲)

第1条 日帰り出張とは、勤務場所を出発して通常の勤務時間帯で、日帰り往復できる地域へのお出張をいう。

2 日帰り出張の地域はおおむね片道150km以内を目安とする。

3 前号以遠の出張でも、航空機、新幹線、自動車(自家用車)などを利用して日帰りが可能であると断定できる場合は原則として日帰りの出張の取り扱いとする。

但し、翌日の午前受付の出張については、宿泊出張とする場合もある。

(宿泊出張の取り扱い)

第10条 日帰り出張の地域であっても、山間僻地であるか、あるいは交通機関が十分でないなどのため、日帰りが困難な場合、もしくは業務上の都合で宿泊を要する場合は、宿泊出張の取り扱いとする。

(旅費・日当)

第11条 日帰り出張の場合は、交通費実費を支給し、日当は次による。

① 片道 50km以上 1,000円

(目安:日置川、三重県市木)

② 片道100km以上 2,000円

(目安:御坊市、三重県紀伊長島)

③ 片道150km以上 3,000円

(目安:和歌山市、三重県松阪市)

但し、50km以下についての日帰り出張については日当を支払わないことといたします。

※地区名については目安となっています。走行距離についてはしっかり計測をお願いします。